

浜松学院大学短期大学部懲戒処分規程

(目 的)

第1条 この規程は、浜松学院大学短期大学部学則（以下、「学則」という。）第56条に定める懲戒処分に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒事由)

第2条 学生が、本学の規則に違反し、次の各号に該当するときは、その程度に応じて、次に定める懲戒処分を行う。

- (1) 犯罪行為
- (2) 著しく社会的に非難されるべき行為
- (3) 試験等における不正行為

2 前項第3号に該当する場合には、「定期試験等における不正行為に関する取り扱い基準」として別に定める。

(退学処分)

第3条 学則第56条に掲げる退学処分は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

(訓告及び停学処分)

第4条 学生が、本学に対して信用失墜並びに不法な行為をなした場合、学則第56条に掲げる訓告及び停学処分を行う。

(懲戒委員会の設置)

第5条 第3条及び第4条の処分を行うにつき、学長または教授会(以下、「教授会等」)は、迅速かつ的確に懲戒処分に係る審議を行うため、懲戒委員会(以下、「委員会」という)を置く。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、短期大学部長、幼児教育科長、発生事案の所轄校務分掌部長とする。なお、委員長は委員の互選とする。

(委員会の招集・審議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。また、委員会は、短期大学部長の付議を受け、速やかに委員会を招集し、事案を審議し、処分原案を作成し、学長に報告する。

(学長による懲戒処分の決定)

第8条 学長は、教授会の意見を聴いて、懲戒処分を決定する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

定期試験等における不正行為に関する取り扱い基準

(目的)

第1条 この取り扱い基準は、浜松学院大学短期大学部懲戒処分規程第2条第1項第3号に基づき、定期試験等における不正行為に対する懲戒処分について、必要な事項を定めることを目的とする。

(不正行為)

第2条 本基準でいう不正行為とは、次の各号である。

- (1) 代理受験を依頼、又はした行為
- (2) 持ち込みが認められていない教科書、参考書、ノート、プリン等の使用に準ずる行為
- (3) 携帯電話等の電子機器を用いて不正に情報をとる行為
- (4) 覗き込み及びこれに類する行為
- (5) その他、試験監督者の指示に従わず、公正な試験を妨げると認められる行為

(処分の種類)

第3条 前条に定める各行為に対する処分の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 訓告 前条第1項第2号から第5号までのいずれかを行った者
- (2) 停学 前条第1項第1号を行った者
- (3) 退学 停学の自由に該当する者で、反省の意思がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる者

(単位認定について)

第4条 処分を受けた者の単位認定は、次の各号のとおりとする。

- (1) 訓告処分 当該試験年度の当該試験科目無効、当該試験年度の全試験科目無効のいずれか
- (2) 停学処分 当該試験年度の全試験科目無効
- (3) 退学処分 当該試験年度の全試験科目無効

(処分原案の作成)

第5条 浜松学院大学短期大学部が設置する懲戒委員会（以下、「委員会」という。）は、懲戒処分規程第7条に基づき、短期大学部長から懲戒に関する付議を受け、同規程の定めるところに従い、定期試験等に関する審議を行い、処分原案を学長に報告する。

(処分決定)

第6条 学長は、教授会の意見を聴いて、懲戒処分を決定する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。